



2025 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 綿半ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 野原 勇
(コード番号：3199 東証プライム)
問合せ先 取締役 伴野 紋子
(TEL. 0265-25-8155)

(訂正)「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2025 年 6 月 27 日に公表しました「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」において、記載事項の一部に誤りがございましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」提出後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

訂正箇所は、「1. 処分の概要」「2. 処分の目的及び理由」「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」です。訂正箇所には下線を付して表示しております。

【訂正前】

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 <u>29,496</u> 株
(3) 処分価額	1 株につき <u>1,627</u> 円
(4) 処分総額	<u>47,989,992</u> 円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名 <u>29,496</u> 株

2. 処分の目的及び理由

2019 年 5 月 10 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、2019 年 5 月 10 日の取締役会で当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2021 年 6 月 24 日開催の第 73 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を総額年 100 百万円以内で支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 30 年間と定めることにつき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 4 名に対し、金銭報酬債権合計 47,989,992 円（以下、「本金銭報酬債権」と

います。)を支給することを決議し、同じく本日の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名が、当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 29,496 株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

なお、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年間としております。

＜株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2025年7月25日から2055年7月24日まで

対象取締役は、上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、任期満了により退任、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。)に、当該時点において対象取締役が保有する本株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切捨てます。)の株式について、当該時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とします。)に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切捨てます。)について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会の直前営業日(2025年6月26日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,627 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

【訂正後】

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 <u>29,410</u> 株
(3) 処分価額	1 株につき <u>1,632</u> 円
(4) 処分総額	<u>47,997,120</u> 円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名 <u>29,410</u> 株

2. 処分の目的及び理由

2019 年 5 月 10 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、2019 年 5 月 10 日の取締役会で当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2021 年 6 月 24 日開催の第 73 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を総額年 100 百万円以内で支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 30 年間で定めることにつき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 4 名に対し、金銭報酬債権合計 47,997,120 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 4 名が、当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 29,410 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 30 年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2025 年 7 月 25 日から 2055 年 7 月 24 日まで

対象取締役は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、任期満了により退任、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本株式の数乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切捨てます。）の株式について、当該時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会の直前営業日（2025年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,632 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上